越生町住宅等防犯対策補助金交付要綱

（目的）

第１条　この要綱は、町内の戸建住宅及び共同住宅（以下「住宅等」という。）において防犯対策を行った者に対し、越生町住宅等防犯対策補助金（以下「補助金」という。）を予算の範囲内において交付することにより、防犯対策を推進し、犯罪被害を未然に防止することを目的とする。

（補助対象者）

第２条　補助金の交付の対象となる者は、次の各号のいずれにも該当する者とする。

（１）　住民基本台帳法（昭和４２年法律第８１号）の規定により、越生町の住民基本台帳に世帯主として記録されている者であること。

（２）　次条各号に掲げる補助対象事業を行った者であること。

（３）　申請日時点で町税の滞納が無い者。また、同一世帯内に町税を滞納している者がいないこと。

（４）　同一世帯内に越生町暴力団排除条例（平成２４年条例第２４号）第２条に規定する暴力団、暴力団員又は暴力団若しくは暴力団員と密接な関係を有する者でないこと。

（５）　住宅の売買を目的として補助対象事業を行う者でないこと。

（補助対象事業）

第３条　補助金交付の対象となる事業は、次に掲げる防犯対策とする。

（１）　防犯カメラの購入及び設置

（２）　屋外人感センサーライトの購入及び設置

（３）　モニター付きインターホンの購入及び設置

（４）　センサーアラームの購入及び設置

（５）　防犯フィルムの購入及び設置

（６）　防犯ガラスの購入及び設置

（７）　防犯錠の購入及び設置

（８）　防犯砂利の購入及び散布

（９）　面格子の購入及び設置

（１０）　詐欺被害防止電話機器の購入及び設置

（１１）　その他町長が認めるもの

（補助対象経費）

第４条　補助金の交付の対象となる経費（次条において「補助対象経費」という。）は、令和７年４月１日以降に購入及び設置した前条各号に規定する防犯対策に要する費用（消費税及び地方消費税を含む。）とする。ただし、配送料、手数料その他用品に係る費用を除くものとする。

（補助金の額等）

第５条　補助金の額は、補助対象経費に２分の１を乗じて得た額とし、２００，０００円を限度とする。ただし、その額に１００円未満の端数が生じた

ときは、その額を切り捨てることとする。

（交付申請）

第６条　補助金の交付を受けようとする者（以下「申請者」という。）は、第３条各号に規定する防犯対策に係る器具等を購入し、越生町住宅等防犯対策補助金交付申請書兼請求書（様式第１号）に次に掲げる書類を添て、やむを得ない事情があると町長が認める場合を除き、令和８年２月２８日までに、町長に提出しなければならない。

（１） 補助対象事業の内容、設置年月日又は購入年月日、領収金額、領 収年月日、購入した業者名又は設置した業者名が記載された領収書 その他の書類又はその写し

（２）　補助対象事業の内容が分かる写真

（３）　その他町長が必要と認めるもの

　（交付決定等）

第７条　町長は、前条の規定による申請を受けたときは、その内容を審査の上、補助金の交付の可否を決定し、越生町住宅等防犯対策補助金交付（不交付）決定通知書（様式第２号）により申請者に通知するものとする。

（補助金の交付）

第８条　町長は、前条による申請において交付決定をした者に対し、速やかに補助金を交付するものとする。

（交付決定の取消し）

第９条　町長は、第７条の規定による交付決定通知を受けた者が偽りその他不正の手段により交付決定を受けたときは、交付決定を取り消すことができる。

２　町長は、前項の規定により交付決定を取り消した場合は、越生町住宅等　防犯対策補助金交付決定取消（変更）通知書（様式第３号）により申請者　に対し通知するものとする。

（遵守事項）

第１０条　町長は、前条の規定により補助金の交付決定を取り消した場合において、既に補助金が交付されているときは、申請者に対し越生町住宅等

防犯対策補助金返還命令書（様式第４号）により期限を定めて返還させる ことができる。

（その他）

第１１条　この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、町長がその都度定める。

附　則

（施行期日）

１　この要綱は、公布の日から施行し、令和７年４月１日から適用する。

　（この要綱の失効）

２　この要綱は、令和８年３月３１日限り、その効力を失う。